

日本年金機構運営評議会（第 36 回）議事要旨

1. 開催日時 平成 31 年 2 月 4 日（月）12 時 30 分～14 時 30 分
2. 場 所 AP 虎ノ門 11F A 会議室
3. 出席委員 菊池座長、池田委員、石谷委員、和泉委員、植西委員、
嵩委員、戸田委員、南部委員、平塚委員、牧嶋委員（10 名）
4. 議題
 - ① 日本年金機構第 3 期中期計画案
 - ② 日本年金機構平成 31 年度計画案
 - ③ その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

日本年金機構第 3 期中期計画案

[議題②]

日本年金機構平成 31 年度計画案

- 中期計画・年度計画共に、現状と課題が網羅され齟齬がなく、現場にとっても納得感がある。

私からは、懸念事項等を 4 点申しあげたい。

1 点目は、ボリュームのある内容を、かなりのスピードで進めていくことになるので、現場が付いて来れるよう、職員の声を反映し、丁寧に意思疎通を図りながら、この計画を実行していただきたい。

2 点目は、外国人への適用対策に関して、特定技能 1 号に対して、国民年金第 1 号被保険者として加入を促すため、年金は老後の保障だけではなく、死亡・障害という万一の時の所得保障があることを周知していただきたい。加入がなされていないまま、彼らが特定技能 2 号として定住化すると、制度の空洞化を招くことになるので、周知を徹底していただきたい。

3 点目は、年金生活者支援給付金の準備業務が 4 月から始まることから、照会業務もかなりの件数に上ると見込まれる。ミスを生じさせないためにも、適正な人員配置をお願いしたい。

最後に本部リスクについて、リスクの実態把握は重要なので、丁寧に分析していただきたい。また、委託を進めるだけでなく、業務量と人員が適切かどうかの見直しもしていただきたい。閣議決定された「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）

があるが、必要に応じて厚生労働省などに人員要求をして、業務体制の適正化を図ってほしい。

- 委員から意見にあった１点目と４点目についてご説明させていただく。まず１点目についてであるが、業務改善計画については、３年間という集中取組期間の中で、一定の成果を示すことが求められてきた経緯があり、かなりのスピードで７１項目にわたる改革を行ってきた。

今回は、現場の実態や課題を把握していくため、職員へ広範囲にわたって調査をする予定であり、その結果を踏まえ、修正すべき点は修正をしながら丁寧に進めていく方針である。このように、「未来戦略室」では、これまでの期限ありきの改革から、腰を据えて職員の納得感を得ながら施策を進めていくことに、より重点を置きながら取組を進めていく。

４点目の「本部リスク」については、マニュアルの有無から、法律に沿って事務が履行されているかまでを、原点に立ち返り調査を進めているところ。その上で、早急に対応すべき問題点があるのであれば速やかに対応するが、構造的な問題であれば、急ぐことなく、しかし着実に対応していく。

機構の定員については、10,880人の正規職員と3,700人の有期職員＋αが基本的考え方であるが、機構設立以降、年金生活者支援給付金や10年短縮による受給者の増加など、想定されていなかった業務が増えてきているのは、事実。従来の考え方と新たな事態を踏まえて、どのように対応していくべきか、引き続き、議論を行ってまいりたい。

- ２点目の外国人への適用について、外国人労働者が増加することによって、無年金者が増加することに繋がってはならないので、今回お示した計画案でも、国民年金と厚生年金保険の両方で適用対策を講ずることとしており、厚生年金保険の適用がない事業所で働く特定技能１号の方も含めて、しっかり適用をしていく。周知の徹底については、多言語でパンフレット等をつくってきたが、現在対象としている言語で十分かといった点も含め、検討をしているところであり、引き続き、周知徹底に努めてまいりたい。

３点目の年金生活者支援給付金については、専用ダイヤルを設置できるよう準備を進めている。

人員の配置については、31年度予算案に盛り込まれた分について、具体的にどのように配置していくか、今後十分検討していく。

- 人員については基本計画を踏まえ、想定されていなかった業務についても、これまで同様にしっかり人員を確保して、引き続き業務の遂行に努めていく。
- 計画案については概ね良いと考えるが、業務が多岐に渡り、業務量が増えてきていることから、労務管理や内部統制などに課題があると考えている。働き方改革も踏まえ、適切な外部委託、マイナンバーとの連携強化等により、更に効率化をした仕事をしていかなければならない。

その上で、扶養親族等申告書事案のような問題が起こらないように、対策も強化していただきたい。

また、組織として計画をしっかり立てているが、外向きの部分がやや不足していると感じた。年金事務所を利用する必要がない若年層にとっては、年金制度や機構の業務について他人事と考えている傾向がある。年金制度に加入することが若年者自身のメリットに繋がることを、若年層に浸透させていくことは、機構のメリットにもなるので、高校・大学などの教育機関に対する年金教育を強化していくべきである。
- 若年層への年金教育については、現在も社労士会はじめ関係機関の協力を得てセミナーの開催等に取り組んでいるところであるが、必ずしも十分ではなかったと考えている。無年金者をなくすため、どのようにアプローチしていくのかについて、年金委員と年金事務所の連携も含め、従来の枠組みを超えて取り組んでいかなければならないと考えている。
- 生活者支援給付金の対象者は、その大部分が高齢者や単身者であると推測され、本人が手続きできる方は、半数位ではないかと考えている。

確実な請求に繋げるため、周知活動に力を入れていただくとともに、本人だけでなく、市区町村をはじめ福祉などの関係機関と連携をして、対応いただきたい。請求は簡素な手続きになっているが、本人からの請求が困難な方に対するサポートをきちんとしていかなければ、確実な給付に繋がらないのではないかと考えている。
- 既に年金を受給されている方の請求手続きは、予め必要な情報を記載したハガキ形式の請求書に、氏名を記入して返送していただくことで手続きが完了することとしている。「氏名の記入だけでもハードルがある方がいるのでは」というご指摘については、厚生労働省と連携し、新聞な

どを通じた広報だけではなく、市区町村等関係機関にも周知・協力を求めていくことも検討し、確実な給付に向け努力していく。

- きっちりと計画を立てなければならないことは理解できるが、一方で、社会情勢が変化することへのバッファも必要だと考えている。

また、計画の立て方について、無年金者をなくすということであれば、あるべき姿を見据え、そのあるべき姿から逆算して目標を立てる必要があるのではないかと考える。

機構が「再生」から、「未来」や「理想」へ向かっていこうとしているのに、未来感が足りないと感じた。機構の立場としては、「実務機関としてミスなく行う。」「信頼を積み重ねていく」ことを重視しているのは理解できるが、それだけでは不十分だと考える。広報のあり方等を工夫し、顧客目線から見たプラスのイメージを感じられるようにアピールしていただきたい。

- 無年金対策としては、これまで節目年齢で対象者を抽出し、勧奨、職権適用を行うとともに、転職などで被保険者種別変更が必要な方に対しても、未加入状態が続いている場合に職権適用をしてきた。

このことは、国民皆年金として、全ての国民を適用していくという効果はあったが、一方でご指摘のとおり、しっかり納付していただき、年金給付につなげることまでは、十分にできていなかったと考えている。

未来づくり計画では、職権適用で加入させるだけでなく、機構がやるべき仕事は何か、「適用をし、保険料を納付していただき、しっかり給付をする」という本来の目的に一度立ち返り再構築していくことにある。未来戦略室では、幾つかご指摘いただいた点も含め、機構のミッションを果たすため、どのような手法で対応していくことが適切かについて、議論していく。

- 適用事業主に対する周知・広報が、他の項目と比べて薄いのではないか。適用事業所の記載事項に誤りが多いために、返戻率も高いと聞いている。そのことが業務の非効率化や業務量の増加の要因にもなると考えているので、事業主への更なる啓蒙活動について、検討をお願いしたい。

- 事業主への周知・広報は重要であり、日常的に取り組んではいるが、周知期間が十分ではなく返戻率が高くなった届出の事例もあり、教訓として反省し、改善を図っている。

返戻を減らすためにも、様式変更をはじめとする事業主へのお知らせは、継続的に実施していく。また、大規模事業所については比較的適切に手続きされていることが多いので、小規模事業所や新規適用事業所などに対して、引き続き丁寧な対応・周知を実施していく。

- 今までの１０年は組織の基盤固めであったが、次の５年間は外に打って出るという思いが盛り込まれており、前向きな中期計画案だと感じた。また、国民年金の未納の対応、厚年の未適用事業所の対応も、だいぶ良くなっていると考えている。

一方で、遺族年金・障害年金については、あまり知られていないので、もっと周知広報することが必要であると感じている。現在、年金委員制度の強化について検討中とのことだが、年金制度の周知や広報活動が手薄にならないよう、国民年金未納者の防止や未適事業所対策などにも、年金委員制度を活用していただきたい。

- 年金委員制度の活用については、中期計画案に記載しているところであるが、委員にもアドバイスを頂きながら、引き続き対応を進めていくこととしたい。

- 未納問題に力を入れていくことは、貧困対策の一端を担うことにもなるので、重要であると考えている。

免除申請については、厚生年金適用事業所の電子申請のように、申請しやすい簡素な手続きがあるのか。また、免除対象者のどのくらいが、免除申請をしているのか、教えていただきたい。

- 国民年金の免除申請には e-Gov があるが、十分に浸透していないことから、周知・広報をしていかなければならないと考えている。免除は所得を調べることがネックとなっているが、情報連携により市町村とのやりとりにおいて大幅な効率化が可能になると考えている。また、免除対象者がどれだけ免除申請をしているのかは、別途調べて回答する。

〔議題③〕

「その他」として、「提言」

前回会議で菊池座長より提案があったことを踏まえ、理事長あてに提言を行うこととなり、以下の議論を経て別添の「提言」が取りまとめられた。

- 社会保険庁時代から年金業務の実務を注視してきたので、今回説明があった計画案や「未来づくり元年」を聞いて、漸くここまでたどり着いたかと感慨深い。年金機構は、実務機関であるが故に、その時々
の社会状況や制度改正等に左右される面がある。安く調達をした結果、
問題が生じたことを踏まえ、厚生労働省には予算や人員の問題について、是非適切な対応をしていただきたい。
- 予算や人員については、本来機構ではなく政府に対して意見を言うべきところだと思っている。今の意見のとおり、ぜひとも厚生労働省には
機構と連携して、予算や人員の確保に取り組んでいただきたい。他に意見
がなければ、この提言を運営評議会からの提言とさせていただきたい。

(以上)

平成 31 年 2 月 4 日

日本年金機構

理事長 水島 藤一郎 殿

日本年金機構運営評議会

座長 菊池 馨実

提 言

来年度は、日本年金機構（以下「機構」という。）第 3 期中期計画のスタートの年である。これまでの足掛け 10 年にわたる取組を総括するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、国民から真に信頼され、職員が誇りを持つことができる組織となるよう、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

1. 「日本年金機構再生プロジェクト」については、この 3 月で 3 年間の集中取組期間を終えるが、年金制度を正確かつ公正に運営し、将来にわたり、国民生活の安定に寄与していくため、引き続き、組織改革・人事改革・業務改革に取り組むこと。特に、複雑化した制度の中で正確な給付を行う体制の再構築や、将来の機構を担う人材育成や職員の意欲向上に資する人事体制の改革に取り組むこと。
2. 年金生活者支援給付金制度への対応、出入国管理法改正を踏まえた対応、5 月に予定されている改元に伴う対応、今後の年金制度改革への対応などについて、厚生労働省と連携し、必要な人員・予算・実施体制を確保し万全の準備をした上で、制度の運用に携わる組織として円滑かつ確実に対応すること。
3. 国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策については、機構発足以降の継続的な取組の積み重ねにより、相当な成果をあげてきたところであるが、今後、更なる実績の向上を図るため、社会経済情勢の変化や将来を見据えた効果的、効率的な手法について検討し、基幹業務の推進を図ること。また、健康保険被保険者証の早期交付に向けて、届出に係る事務処理の迅速化を図ること。

4. 調達・外部委託については、新たに定めたルールの徹底を図るとともに、個人情報の保護について、引き続き、情報セキュリティ対策を維持・徹底するため、情報技術の進展を踏まえた不断の見直しを行うこと。
5. 正確な年金制度の理解と事務手続きの徹底を図る必要性や、地域共生社会における年金制度の重要な位置付けを踏まえ、年金制度説明会や年金委員制度の充実に取り組むとともに、市区町村や社会保険労務士会などの関係機関との協力体制の強化に努めること。また、年金委員の幅広い活動を支援するため、活動状況を把握するとともに、デジタル化や高齢化を踏まえた活動支援の強化を図ること。
6. お客様サービスの向上のため、お客様とのチャネルの再検討を進めるとともに、機会を捉えて、お客様に応じた年金関係の各種情報提供に努めること。

以上